



被扶養者の 取消し手続きを お願いします

あなたの被扶養者となっている方が、次のようなケースに該当するときは被扶養者ではなくなりますので、勤務先の共済担当課を通じて、共済組合へ手続きをしてください。

1 就職したとき 被扶養者が就職して、勤め先の健康保険の被保険者となったとき

2 認定限度額である年収130万円(月額108,334円)以上の収入があるとき*

ここに注意! 年収が130万円未満でも3ヵ月平均の収入が108,334円以上の場合、取消しとなります。

例1 アルバイトの収入が**3ヵ月連続**で108,334円以上になってしまったとき
→**最初に108,334円以上となった月の初日に取消し**

例2 アルバイトの収入が**3ヵ月平均**で108,334円以上になってしまったとき
→**3ヵ月平均で108,334円以上となった月の翌月初日に取消し**

※60歳以上の公的年金受給者または障害年金受給者の場合は年額180万円(月額150,000円)

3 雇用保険を受給するとき

雇用保険を受給(給付日額が3,612円以上)することになったとき



4 確定申告などにより、事業収入が増えたことがわかったとき

事業の年間収入額から、共済組合が必要と認める次の経費(所得税法上の必要経費として認められる経費ではありません)を控除した額を含む収入が年額130万円以上のとき

認められる経費

農業 所得者

- ・小作料
- ・賃借料
- ・農具費
- ・諸材料費
- ・光熱給水費
- ・消耗品費
- ・作業衣服費
- ・地代家賃
- ・苗代
- ・肥料代
- ・給与
- ・修繕費
- ・農薬費
- ・土地改良費

認められない経費

- ・減価償却費
- ・旅費
- ・交通費
- ・農業共済掛金
- ・専従者給与
- ・租税公課
- ・通信費
- ・運搬費

事業 所得者

- ・仕入
- ・光熱給水費
- ・消耗品費
- ・給与
- ・修繕費
- ・地代家賃

- ・減価償却費
- ・旅費
- ・交通費
- ・接待交際費
- ・広告宣伝費
- ・専従者給与
- ・図書新聞費
- ・租税公課
- ・通信費
- ・福利厚生費
- ・運搬費
- ・研修費

5 年金額が増えたとき

年金額の改定等により、60歳以上の公的年金受給者または障害年金受給者の収入が年額180万円以上となる時

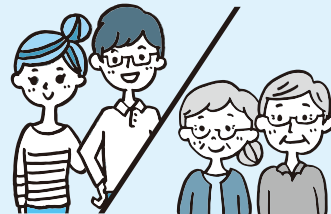
6 別居したとき

●同居が条件の被扶養者と別居したとき

※組合員の配偶者(内縁関係を含む)、子、孫、兄弟姉妹、父母など、直系尊属以外の3親等内の親族は、同居していなければ被扶養者として認定できません。

●別居後、被扶養者の収入額を上回る仕送りがないうとき

※仕送りは毎月、銀行等の金融機関からの振込みが必要です(手渡しは不可)。



7 個人事業を始めたとき

※収入状況により認定できる場合があります。

8

その他 離婚したときや死亡したとき

※認定取消日以降に医療機関等で受診していた場合、窓口でお支払いされた以外の共済組合が負担した額は、返還していただくこととなりますのでご注意ください!

ご不明な点がございましたら、勤務先の共済担当課または共済組合保健課(TEL 076-263-3367)までお問い合わせください。